

第3次岩手県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生する社会づくりに向けて～

令和4年3月

岩手県

目 次

第1 計画の趣旨等	
1 計画の趣旨-----	1
2 計画の性格-----	1
3 計画の期間及び対象区域-----	2
第2 計画の基本目標と施策の体系	
1 計画の基本目標-----	3
2 施策の体系-----	3
3 施策推進の考え方-----	4
第3 施策別の取組	
【視点1】県民の動物愛護思想の高揚	
施策1：動物の愛護に関する普及啓発-----	5
【視点2】動物の所有者による適正飼養の推進	
施策2：終生飼養及び適切な繁殖制限措置の推進-----	7
施策3：犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進-----	10
施策4：周辺の環境の保全と動物による危害の防止-----	13
施策5：実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進-----	18
【視点3】動物の生存機会の拡大	
施策6：動物の返還・譲渡の推進-----	20
施策7：災害時の動物救護対策の推進-----	23
【視点4】動物取扱業の適正化の推進	
施策8：動物取扱業者に対する指導-----	27
【視点5】動物愛護管理施策の推進体制の構築	
施策9：人材の育成及び多様な主体との協働-----	29
施策10：動物愛護管理推進のための拠点機能の検討等-----	31
第4 計画の推進指標-----	33
第5 計画の周知と点検等	
1 計画の周知-----	34
2 計画の点検及び見直し-----	34
【資料】岩手県における動物愛護管理業務実績-----	35

第1 計画の趣旨等

1 計画の趣旨

平成 17 年 6 月に、動物の愛護及び管理に関する法律¹（昭和 48 年法律第 105 号、以下「動物愛護法」という。）が改正され、都道府県は、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針²」（以下「基本指針」という。）に即して、都道府県の区域における動物愛護管理推進計画³を策定することが義務付けられました。

県では、動物の愛護及び管理に関する県の施策の基本的な方向性や中長期的な目標を明確にし、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 20 年 3 月に岩手県動物愛護管理推進計画を策定し、また、平成 25 年 8 月には、国による基本指針の改正を受け、第 2 次岩手県動物愛護管理推進計画を策定しました。

動物の愛護及び管理施策の一層の推進を図るため、令和元年 6 月に動物愛護法が改正され、令和 2 年 4 月には基本指針が改正されたことから、動物の愛護及び管理を取り巻く状況及びこれまでの施策の取組状況を踏まえ、基本指針に即して、今般、第 3 次計画の策定を行うこととしました。

2 計画の性格

本計画は、動物愛護法第 6 条の規定に基づく計画であるとともに、動物の愛護及び管理に関する条例⁴（平成 17 年条例第 35 号）（以下「動物愛護条例」という。）第 3 条の規定により県が策定することとされている、動物の愛護及び管理に関する総合的な施策としても位置づけられるものです。

また、いわて県民計画（2019～2028）⁵の「家族・子育て分野」の取組の一つである「動物のいのちを大切に作る社会をつくります」を推進していくための

¹ **動物の愛護及び管理に関する法律**：動物の虐待や遺棄の防止、動物の適正な取扱い及び動物愛護に関する事項等を定めて、動物による人や財産等への侵害や生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物が共生する社会の実現を図ることを目的とした法律。この法律の対象となる「動物」からは、純粋な野生状態のもとにある動物は除かれており、本計画における「動物」も同様である。

² **動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針**：動物愛護法第 5 条の規定に基づいて環境大臣が定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針。都道府県は、この指針に即して、当該都道府県の区域における動物愛護管理推進計画を定めなければならない。

³ **動物愛護管理推進計画**：当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画であり、次の 4 つの事項を定めるものとされている。①動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針/②動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項/③動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項/④動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項

⁴ **動物の愛護及び管理に関する条例**：動物の愛護及び管理に関する県、県民及び飼い主の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに動物の取扱いにより人に迷惑を及ぼすことの防止を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに資することを目的とした条例。

⁵ **いわて県民計画（2019～2028）**：「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、2019 年度から 2028 年度までの 10 年間の計画期間として策定した県の総合計画。

取組の基本的な方向性を示すものになります。

3 計画の期間及び対象区域

計画の期間は、基本指針の計画期間が10年間であることを踏まえ、2021年度（令和3年度）を初年度とし、2030年度（令和12年度）を目標年次とする10年間です。

対象区域は、岩手県全域とします。なお、中核市である盛岡市は、法令に基づき動物の愛護及び管理に関する業務の一部を実施しますが、県は盛岡市と連携して計画の目標達成に向けて施策を推進します。

(※) 希望郷いわてモニターアンケートの概要

○調査の名称

令和2年度 第2回 希望郷いわてモニターアンケート

○調査課題名

動物の愛護及び管理に関する意識調査

○調査内容

- ・ペット飼育に関する意識について
- ・動物取扱業者について
- ・動物愛護管理政策の推進について 等

○調査時期 令和2年7月

○調査方法 調査紙郵送及びインターネット

○調査対象 令和2、3年度希望郷いわてモニター（203名）

○回答者 178名（回答率87.7%）

※ なお、前回の希望郷いわてモニターアンケートは、平成29年度に実施しています。

第2 計画の基本目標と施策の体系

1 計画の基本目標

『人と動物が共生する社会の実現』

人と動物が共生する社会とは、

- ① 飼い主が命ある動物を適正に飼養し、
- ② 動物の存在が地域の人々により受け入れられ、
- ③ 地域の人々の間に生命尊重や友愛の気風がいきわたっている社会

動物は、人々の心に潤いと喜びを与え、地域社会や県民の生活を豊かにする、大切な存在になっています。

命あるものである動物に対して優しい眼差しを向けることができるような態度なくして、生命を尊重し、友愛と平和を愛する心を育むことはできません。動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあります。

一方で、こうした動物愛護の考え方が広く認められるためには、動物の飼い主が動物を飼養することに伴う社会的責任を十分に自覚し、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように動物を適正に管理していることが前提となります。

「人と動物が共生する社会」とは、このように動物の管理が適正に行われる中で、動物愛護の考え方が広くいきわたることによって実現する社会と言えます。

2 施策の体系

「人と動物が共生する社会」の実現に向けて、県では、次のとおり5つの視点による10の施策に取り組みます。

【視点1】県民の動物愛護思想の高揚

施策1：動物の愛護に関する普及啓発

【視点2】動物の所有者による適正飼養の推進

- 施策2：終生飼養及び適切な繁殖制限措置の推進
- 施策3：犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進
- 施策4：周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止
- 施策5：実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

【視点3】動物の生存機会の拡大

- 施策6：動物の返還・譲渡の推進
- 施策7：災害時の動物救護対策の推進

【視点4】動物取扱業の適正化の推進

- 施策8：動物取扱業者に対する指導

【視点5】動物愛護管理施策の推進体制の構築

- 施策9：人材の育成及び多様な主体との協働
- 施策10：動物愛護管理推進のための拠点機能の検討等

3 施策推進の考え方

本計画では、県が主体となる動物の愛護及び管理に関する「施策推進の基本方向」を示していますが、これらの施策を円滑かつ効果的に推進するためには、県、市町村、一般社団法人岩手県獣医師会（以下「獣医師会」という。）、動物愛護団体⁶、動物愛護推進ボランティア⁷等の関係者の連携協力が不可欠です。

県は、動物愛護推進ボランティア⁷の委嘱や協議会⁸の運営等を通じて、関係者の協働関係の構築に努め、関係者の共通認識のもとに施策を推進していきます。

⁶ **動物愛護団体**：動物の愛護を目的とする団体

⁷ **動物愛護推進ボランティア**：動物愛護法第38条第1項に規定される「動物愛護推進員」の岩手県における呼称。地域における犬猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。動物愛護と適正飼養の普及啓発や譲渡のあっせん等の活動を行う。

⁸ **岩手県動物愛護推進協議会**：動物愛護法律第38条の規定に基づく動物愛護推進員の委嘱の推進及び活動に対する支援等に関する必要な協議並びに岩手県動物愛護管理推進計画の策定及び評価に係る検討等を行い、動物の愛護と適正飼養を図ることを目的として、同法第39条の規定に基づき県が設置する協議会。

第3 施策別の取組

【視点1】 県民の動物愛護思想の高揚

施策1 動物の愛護に関する普及啓発

目指す姿

動物の飼い主も飼い主でない人も、誰もが動物に優しい眼差しを向け、動物の命の尊厳を守ろうとする気風が広くいきわたっています。

現状

- 動物の愛護及び管理に関する各施策は、動物愛護法や狂犬病予防法⁹（昭和25年法律第247号）等の法律や、動物愛護条例に基づき実施されています。
- 一般社団法人ペットフード協会が行った、全国犬猫飼育実態調査¹⁰で使用されている推定飼養頭数¹¹の算出方法によると、本県では、令和2年10月現在、約7.8万頭の犬と約8.9万頭の猫が飼養されていると推定されます。
- したがって、県内世帯（約53万世帯）においては、計算上はおよそ3世帯に1頭の割合で犬又は猫が飼養されていることとなるほど、動物は身近な存在となっています。
- 動物の愛護と適正飼養に対する県民の関心と理解を深めるため、毎年9月20日～26日の動物愛護週間にあわせ、県内各地域において、獣医師会や関係団体等とともに、動物愛護フェスティバル等の動物愛護週間行事を開催しています。
- 令和元年度には、動物愛護週間の中央行事として、盛岡市との共催により、動物の適正飼養への関心と理解を深めていただくための「動物愛護シンポジウム」を盛岡市で開催しました。
- 県ホームページやリーフレット等を活用し、動物愛護思想の普及啓発に取り組んでいます。
- 学校と連携して動物愛護に関する出前授業を行う等の普及啓発活動を行っている保健所¹²もあります。

⁹ **狂犬病予防法**：狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律。

¹⁰ **全国犬猫飼育実態調査**：一般社団法人ペットフード協会が全国の20～69歳の男女個人を対象としてインターネットにより実施した、全国の犬猫飼育等に関する実態調査。令和2年の調査対象は約50,000人。

¹¹ **推定飼養頭数**：全国犬猫飼育実態調査において、「世帯数（総務省発表統計データ）」×「動物を飼養している世帯の割合（飼育率）（全国犬猫飼育実態調査データ）」×「一世帯当たりの平均飼育頭数（全国犬猫飼育実態調査データ）」から算出した飼養頭数のこと。なお、令和2年度は、「世帯数」として57,380,526世帯、「飼育率」として11.85%（犬）及び9.6%（猫）、「平均飼育頭数」として1.25頭（犬）及び1.75頭（猫）のデータが使用されている。

¹² **保健所**：地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づき都道府県及び中核市等が設置する、地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健の向上等に関する業務を行う機関。動物に関する業務として、本県では狂犬病予防法や動物愛護条例に基づく業務も所管している。なお、盛岡市を除く県の各地域における動物愛護法に基づく業務の一部は広域振興局が実施するが、動物の愛護及び管理に関する業務を行う広域振興局の職員は保健所の業務を兼務することから、本計画では、県内の各地域において動物の愛護及び管理に関する業務を実施する「保健所」及び「広域振興局」を総称して、「保健所」と表記している。

《希望郷いわてモニターアンケート調査※ ペット飼育が良い点について》

ペットを飼うことについて良いと思う点については、次の順となっていました。（複数回答、上位3項目）

- ・「生活に潤いや安らぎが生まれる」74.2%（H29：75.3%）
- ・「家庭がなごやかになる」60.7%（H29：58.7%）
- ・「子どもたちが心豊かに育つ」57.3%（H29：54.7%）

※ 令和2年7月に実施した「第2回 希望郷いわてモニターアンケート」の結果。以下同じ。

課題

- ・ 動物愛護フェスティバル等の動物愛護関連行事の参加者は動物の飼い主が中心であり、参加者が限定される傾向にあります。
- ・ 動物愛護の普及啓発が、定型的な活動に留まる傾向にあります。
- ・ 動物愛護の普及啓発について、学校と連携した活動を行う保健所が限られています。

施策推進の基本方向

- ・ 多くの地域住民が参加し、動物愛護について広く理解や共感が進むよう、動物愛護フェスティバル等の動物愛護関連行事の内容及び運営方法等について、見直しを進めます。
- ・ 動物愛護団体等との連携協力をさらに進めるとともに、各種広報媒体を活用して、動物愛護の普及啓発を行います。
- ・ 学校と連携して行う動物愛護に関する普及啓発について、これまでの実績等を検証して質を向上させるとともに、活動地域を拡大します。
- ・ 南部曲り家¹³、チャグチャグ馬コ¹⁴等、本県が動物と共生してきた歴史的風土について、県民の理解を進めます。

¹³ **南部曲り家**：「曲り家」とは、旧盛岡藩領、特に盛岡市周辺や遠野盆地を中心に多く見られる、母屋と馬屋が一体となったL字型の住宅。一般的に東側が台所で、南側に馬屋が突出する。馬屋の屋根には破風があり（入母屋）、かまどや炉でたく煙をはそこから排出され、このため馬の背や屋根裏の乾し草を乾かすことができる。南部曲り家は、(1)寄せ棟が多い、(2)平入り（長方の家屋の長径の側に入口がある）である、(3)棟（屋根）は母屋より馬屋が一段と低い、(4)曲がりの部分は母屋より小さく、馬屋になっている、等の特徴がある。

¹⁴ **チャグチャグ馬コ**：1978年（昭和53年）に国の無形民俗文化財に選定された、色鮮やかな装束で着飾った馬と馬主が行進する伝統行事。まだ馬が農作業に使われていた頃、農繁期の中で唯一の休息日に農耕馬に感謝するために設けられた行事が今に伝わったもの。南部曲がり家に代表される「愛馬精神」から生まれたとされる。

【視点2】動物の所有者による適正飼養の推進

施策2 終生飼養及び適切な繁殖制限措置の推進

目指す姿

動物が遺棄されたり、飼養を放棄されたりすることなく、飼い主により最後まで責任を持って飼養されています。また、不妊去勢手術等の措置が適切に実施され、動物のみだりな繁殖がありません。

現状

- 動物愛護法及び本県の動物愛護条例では、動物の終生飼養¹⁵は、飼い主の責務と規定しています。
- 保健所では、動物愛護法に基づき、やむを得ない事由により犬猫の飼養を継続できなくなった飼い主及び所有者不明の動物の拾得者等からの求めに応じて、犬猫の引取り¹⁶を行っています。(表1)
- 犬猫の引取りに当たっては、飼い主が安易に保健所に引取り要請を行わないよう、引取りの相談者に対し、飼い主の責務である終生飼養について指導を実施しています。
- 動物愛護法では、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合は、保健所が引取りを拒否することができるかと規定されています。さらに、令和元年の改正で、飼い主不明の犬又は猫の引取りを拒否することができるかと規定されました。
- 犬猫の引取り頭数は減少傾向にあります。しかし、直近3年間においては、猫ではほぼ横ばいとなっている等、減少傾向が鈍化しています。なお、県内の推定飼養頭数に占める犬猫の引取り頭数(令和元年度)は、犬で0.06%、猫で0.67%となっています。
- 平成26年度から令和元年度に引取りした犬猫の頭数のうち、「飼い主からの引取り依頼」の占める割合は、犬で約7割、猫で約4割です。(表2)
- 引取りした犬の約1割、猫の約6割が幼齢のものです。(表2)
- 飼い主から犬猫を引取る場合は、引取り手数料を徴収しています。
- 負傷動物に係る通報があった場合は、保健所が収容するとともに、獣医師会への委託等により、必要な治療を行っています。(表3)

¹⁵ **終生飼養**：所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適正に飼養すること。

¹⁶ **引取り**：動物愛護法第35条の規定に基づき、都道府県や中核市等は、所有者又は拾得者等から犬及び猫の引取りを求められたときは、これを引取らなければならないとされているもの。動物愛護法の改正により、平成25年9月以降、動物の所有者から引取りを求められた場合において、引取りを求める相当の事由がなければ、引取りを拒否することができるようになった。また、令和元年の法改正により、飼い主不明の犬又は猫の引き取りを拒否することができる規定が明記された。

表1 犬猫の引取り頭数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	104	103	32	69	78	47	55
猫	1,215	828	727	608	644	603	625

表2 犬猫の引取りに係る依頼者及び成熟度別頭数

(1) 犬の引取り

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
所有者	成熟	63	49	24	37	63	40	41
	幼齢	6	14	0	2	3	0	9
	合計	69	63	24	39	66	40	50
拾得者等	成熟	34	26	8	30	12	3	4
	幼齢	1	14	0	0	0	4	1
	合計	35	40	8	30	12	7	5

(成熟:生後91日以上、幼齢:生後90日以下)

(2) 猫の引取り

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
所有者	成熟	329	195	99	144	249	171	177
	幼齢	196	128	95	86	27	77	99
	合計	525	323	194	230	276	248	276
拾得者等	成熟	131	75	54	38	193	89	56
	幼齢	559	430	479	340	175	266	293
	合計	690	505	533	378	368	355	349

(成熟:生後91日以上、幼齢:生後90日以下)

表3 負傷動物の保護収容頭数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	11	6	6	8	2	6	7
猫	61	78	101	86	93	93	91

《希望郷いわてモニターアンケート調査 飼い犬・猫が、飼えなくなった場合について》

飼っている犬や猫等が、様々な事情で飼えなくなった場合どうするのがよいと思うかについては、44.9% (H29: 52.0%) の人が「新たな飼い主を探す」と回答しましたが、「動物愛護団体や保健所等に引取ってもらう」と回答した人も38.2% (H29: 34.5%) を占めていました。

《希望郷いわてモニターアンケート調査 繁殖制限措置（不妊去勢手術）について》

不妊又は去勢手術を施している飼い主は、犬では56.5% (H29: 32.3%)、猫では76.5% (H29: 75.7%) で、猫に比べて犬では意識が低いことがうかがえました。

なお、不妊去勢手術をしない理由としては、犬と猫のいずれも「かわいそうだから」、「手術費用が高いから」、「面倒だから」が上位を占めていました。

課題

- ・ 犬猫の引取りについて安易な相談が保健所に寄せられる等、飼い主の責務である終生飼養に対する理解が十分とは言えない状況です。
- ・ 令和元年度においても、年間合計 650 頭の犬猫が引取られています。
- ・ 猫の屋内飼養¹⁷や不妊去勢手術の実施等、飼い主のいない猫を増やさないための飼い方が徹底されていません。
- ・ 保健所が動物の引取りを拒否できるようになったことで、遺棄される動物の増加を危惧する意見があります。

施策推進の基本方向

- ・ 開業獣医師や動物取扱業者¹⁸等と連携協力のもと、飼い主の責務である終生飼養及び不妊去勢手術等の繁殖制限措置について普及啓発を行います。
- ・ 飼い主から犬猫の引取りを行う場合は、動物愛護法第 35 条の規定に基づく引取り拒否の事由に該当しないか厳正に審査するとともに、終生飼養の観点から、飼い主に対し、飼養の継続又は新たな飼い主へ動物を譲り渡すための取組み等について指導及び助言を行います。
- ・ 子犬や子猫を引き取る場合は、その親犬や親猫に対する不妊去勢手術等による繁殖制限措置¹⁹の実施について、飼い主への指導を徹底します。
- ・ 新たに地方公共団体が引取りを拒否できる場合について規定された、飼い主不明の犬又は猫の引取りについては、動物による危害及び迷惑問題防止の観点から、地域の実情に合わせた対策や対応を行っていきます。
- ・ 令和元年度の動物愛護法改正により、動物の殺傷、虐待・遺棄等に対する罰則の引上げなど動物の適正飼養のための規制の強化や、獣医師による虐待等の通報の義務化などについて、県ホームページ等の各種広報媒体により広く周知を図ります。
- ・ 動物の殺傷、虐待・遺棄等が疑われる事案に対しては、警察と連携等して適切に対応します。

¹⁷ **屋内飼養**：動物を屋内で飼養すること。「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成 14 年環境省告示第 37 号）において、猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めることとされている。また、繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じることのほか、屋内飼養によらない場合にあつては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じることとされている。

¹⁸ **動物取扱業者**：動物（乳類、鳥類又は爬虫類）の販売、保管、貸出し、訓練、展示等の取扱業を営む者。業態によって、第一種動物取扱業と第二種動物取扱業に分類される。第一種動物取扱業者は知事への登録が、第二種動物取扱業者は知事への届出が義務付けられる。

¹⁹ **繁殖制限措置**：動物のみだりな繁殖を防止するために行う、不妊去勢手術、雄雌を分別して飼育すること等の措置。

施策3 犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進

目指す姿

狂犬病に対する理解が深まり、狂犬病予防法により登録が義務付けられる全ての犬が登録され、狂犬病予防注射を受けています。

所有者明示の必要性が理解され、全ての動物に、鑑札、名札、マイクロチップ等が装着されることで、飼い主が識別できるようになっています。

現状

- ・ 犬の飼い主は、狂犬病予防法第4条の規定に基づき、飼い犬の登録を市町村で行うとともに、同法第5条の規定に基づき、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせる必要があります。また、犬の登録後に交付される鑑札²⁰及び狂犬病予防注射を受けた後に交付される狂犬病予防注射済票²¹は、飼い犬に付けておかなければなりません。
- ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の接種及び所有者明示²²の推進のため、国や県が作成するリーフレット等を飼い主等へ配付するほか、県ホームページ等の各種広報媒体を活用し、普及啓発に努めています。
- ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進するための協議等を行うため、各保健所¹²と市町村及び獣医師会等が連絡会議を開催しています。
- ・ 犬の登録頭数に占める狂犬病予防注射頭数の割合（注射率）は86.5%で、全国の都道府県では5番目に高い状況となっています。（令和元年度）
- ・ マイクロチップ²³の普及促進のために獣医師会が行うマイクロチップ装着デモンストレーション等の活動を支援しています。
- ・ 県における犬猫のマイクロチップ登録頭数（AIPO²⁴登録頭数）は表5のとおりです。

²⁰ **鑑札**：狂犬病予防法第4条の規定に基づき、飼い犬の登録を行った場合に市町村長から交付される、登録済みの犬であることを証明する標識。同法により、飼い犬に着けておくことが義務付けられている。なお、犬の登録は、1頭の犬につき、生涯1回である。

²¹ **狂犬病予防注射済票**：狂犬病予防法第5条の規定に基づき、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせた場合に市町村長から交付される、狂犬病予防注射接種済みの犬であることを証明する標識。なお、同法により、狂犬病予防注射は毎年受けさせることが義務付けられている。

²² **所有者明示**：動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講じること。識別器具として、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等がある。なお、犬における鑑札も所有者明示の一つであると考えられる。

²³ **マイクロチップ**：直径2mm、長さ約8～12mmの円筒形の電子標識器具で、内部はIC、コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われている。チップには、世界で唯一の15桁の数字（番号）が記録されており、この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ることができる。動物の安全で確実な個体識別（身元証明）の方法として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使われている。日本国内では、AIPO（動物ID普及推進会議）において一般的な犬猫等のマイクロチップデータの登録・管理・照会等が行われている。

²⁴ **AIPO**：Animal ID Promotion Organization（動物ID普及推進会議）の略称。マイクロチップによる犬猫等の動物個体識別の普及推進を行っている、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会及び（公社）日本獣医師会からなる組織。

- 鑑札及び狂犬病予防注射済票は、小型犬等にも装着が容易となるよう、市町村が独自に形状を定めることができるとされており、岩手県内では半数以上の市町村において独自の形状を採用しています。

表4 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施頭数（狂犬病予防注射済票交付数）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
登録頭数 (A)	72,152	69,935	68,365	66,537	64,303	62,540	60,505	
注射頭数 (B)	62,197	60,651	59,276	57,326	55,922	54,068	52,251	
(注射率:%) (C=B/A)	(86.2)	(86.7)	(86.7)	(86.2)	(87.0)	(86.5)	(86.4)	
参考	推定飼養頭数 (D)	91,154	88,372	87,600	83,280	82,404	81,573	78,708
	(注射率:%) (E=B/D)	(68.2)	(68.6)	(67.7)	(68.8)	(67.9)	(66.3)	(66.4)

表5 岩手県における犬猫のマイクロチップ登録頭数（AIPO登録頭数、累計）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
犬	3,429	3,968	4,794	5,813	6,790	7,747	8,491	
猫	586	692	867	1,072	1,295	1,544	1,760	
参考	犬の登録頭数	72,152	69,935	68,365	66,537	64,303	62,540	60,505
	(登録頭数に占めるマイクロチップ装着率:%)	(4.75)	(5.67)	(7.01)	(8.74)	(10.56)	(12.39)	(14.0)

《希望郷いわてモニターアンケート調査 所有者明示について》

飼っている犬や猫への所有者明示について、「何もしていない」との回答が犬で47.8%（H29: 48.4%）、猫で82.4%（H29:67.6%）を占め、依然として所有者明示に対する意識の低さがうかがえました。

所有者明示をしない理由としては、「鑑札や名札を装着しても、すぐに外れてしまうから」、「動物が嫌がるから」との回答が多くを占めていました。

課題

- 令和元年10月現在の犬の推定飼養頭数に占める令和元年度登録頭数の割合は76.7%（全国平均：70.8%）であり、現在でも約1万9千頭の犬が未登録であると推測されます。
- 登録頭数に占める狂犬病予防注射実施頭数の割合は、全国の都道府県の中でも上位にありますが、飼い主の義務である狂犬病予防注射は、本来、対象となる全ての犬に実施されるべきものです。
- AIPOにおける登録状況によると、犬の登録頭数に占めるマイクロチップ登録頭数の割合は、令和元年度において、犬で約12%（全国平均：27.6%）、猫で約1.7%（全国平均5.2%）と、全国平均と比較し低く、全国でも下位となっています。

施策推進の基本方向

- 犬の登録率を高めるため、市町村、獣医師会及び動物取扱業者等との連携協力のもと、未登録犬の飼い主に対して登録を働きかけます。
- 狂犬病予防注射の実施率を高めるため、市町村、獣医師会及び動物取扱業者等と連携協力のもと、未注射犬の飼い主に対して注射の実施を働きかけます。
- 名札等の動物の所有者明示の実施率を高めるため、県ホームページやリーフレット等の各種広報媒体を活用して所有者明示の必要性について周知するとともに、市町村、獣医師会及び動物取扱業者等との連携協力のもと、動物の飼い主に対して所有者明示の実施を働きかけます。
- 令和元年の動物愛護管理法改正により新たに規定されたマイクロチップ装着等の制度について、イベント等様々な機会を捉えて啓発していきます。
- マイクロチップの普及のための取組を実施する獣医師会に対し、引き続き装着デモンストレーション等の活動に対する支援を行います。
- 鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着率の向上のため、そのデザインや材質の改良等について、市町村に対して必要な情報の提供及び助言を行います。

施策4 周辺環境の保全と動物による危害の防止

目指す姿

動物が適正に管理され、動物に起因する危害や迷惑問題のない地域社会が形成されています。

現状

● 犬による咬傷事故

- 犬による咬傷事故²⁵は、表6のとおりですが、毎年50～60件程度の事故が発生しています。
- 咬傷事故を起こした犬の飼い主に対しては、再発防止のための指導を徹底しています。
- 犬が係留²⁶されていたにもかかわらず発生した咬傷事故の件数は、咬傷事故全体の約半数を占めています。
- 近年は室内飼養犬による訪問者に対する咬傷事故が増加傾向にあります。
- 犬の登録頭数1,000頭当たりの咬傷事故発生件数は0.82件であり、全国的平均の0.69件と比較して多くなっています。(令和元年度)

表6 犬による咬傷事故件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
咬傷事故件数	60	58	59	51	60	49	69
(事故時に犬が係留されていなかったものの内訳)	(47)	(50)	(42)	(42)	(48)	(37)	(34)

● 動物の不適正な飼養による迷惑問題

- 動物の健康管理や適正飼養については、リーフレット等の各種広報媒体を活用して普及啓発を行っています。
- 希望者に対して適正飼養に係る講習会等を開催している保健所もあります。
- 保健所では、狂犬病予防法及び動物愛護条例に基づき、鑑札又は狂犬病予防注射済票を装着せず、係留されていない犬を捕獲・抑留²⁷しています。

²⁵ **咬傷事故**：犬が人又は動物等を咬むことにより発生した事故。動物愛護条例第17条の規定により、犬の飼い主は、飼い犬が人の生命、身体又は財産に危害を及ぼしたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、その事故及びこれらの措置について、所轄保健所長に届け出て、その指示を受ける必要がある。また、犬に咬まれた者は、遅滞なく、最寄りの保健所長にその旨を通報しなければならない。

²⁶ **係留**：飼い犬を丈夫な鎖、綱若しくはひもでつなぎ、又はおり、さくその他の囲いに入れて飼養をすること。

²⁷ **捕獲・抑留**：狂犬病予防法第6条の規定に基づき、登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は狂犬病予防注射を受けず、若しくは狂犬病予防注射済票を着けていない犬があると認めるとき、県はこれを抑留するため、捕獲しなければならないとされている。また、動物愛護条例第9条の規定に基づき、原則として、飼い主は犬を係留しなければならないが、この規定に反して係留をされていない犬があると認めるときは、県はこれを抑留するため、捕獲しなければならないとされている。

- 犬の捕獲・抑留頭数は表7のとおり年々減少傾向にあり、第2次計画スタート年の平成26年度と比較して令和2年度は約6割となっています。
- 令和元年度における犬の登録頭数に占める捕獲頭数の割合は0.31%であり、全国平均の0.33%と比較すると、やや少ない傾向にあります。
- 動物に関する苦情が保健所に寄せられた場合、保健所では、苦情者及び関係者から状況を確認し、市町村や関係機関等と連携する等して、その原因に応じた指導を行っています。
- 犬や猫の不適正な飼養に起因する苦情件数は、表8のとおり犬では減少傾向にあるものの、猫では増加傾向にあるなど依然として数多くの苦情が保健所に寄せられています。
- これらの苦情の大半は、ふんの放置、騒音（鳴き声）、臭気、放し飼い等、飼い主による動物の不適正な飼養によるものであり、動物の多頭飼育に起因するものもあります。
- 近年、多頭飼育崩壊が報道やSNSで取り上げられる等、社会的問題となっています。
- 地域猫活動²⁸について、一部の保健所においてTNTA活動²⁹を推進しました。
- 盛岡市では、地域猫活動が活発に行われている地域があります。
- 動物の虐待が疑われる情報が、保健所に寄せられることがあります。

表7 犬の捕獲・抑留頭数（捕獲は飼い主不明で保護された犬を含む）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
捕獲・抑留頭数	344	272	287	261	227	196	211
(登録頭数に占める捕獲頭数の割合：%)	(0.48)	(0.39)	(0.42)	(0.39)	(0.35)	(0.31)	(0.35)

表8 犬猫に関する苦情件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	688	562	567	557	540	443	427
猫	460	530	551	652	667	672	620

● **特定動物の飼養・保管**

- クマやライオンなどの特定動物³⁰の飼養状況（一時的な興行施設を除く）は表9のとおりです。

²⁸ **地域猫活動**：飼い主のいない猫との共生をめざし、住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくこと等、地域住民の十分な理解のもとに管理することで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的として行う活動。

²⁹ **TNTA活動**：捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)をした後、人に慣らし(Tame)、譲渡する(Adopt)活動。

³⁰ **特定動物**：人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として、動物愛護法施行令（昭和50年政令第107号）により規定される動物。飼養又は保管をするためには、都道府県知事の許可が必要となる。

- ・ 特定動物の飼養許可施設については半年に 1 回以上の立入検査を実施し、動物愛護法、「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目」（平成 18 年環境省告示第 21 号）及び「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」（平成 18 年環境省告示第 22 号）の基準が遵守されていることを確認しています。
- ・ 令和元年6月の動物愛護法の改正により、特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されました。

表 9 特定動物飼養保管状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

施設数	飼養保管頭数					
	8 (内訳) 事業者:4 個人:4	おながざる科	82	たか科	3	かみつしがめ科
くま科		5			くさりへび科	45
ねこ科		12			(うち、マムシ)	45
ぞう科		3				
きりん科		2				
うし科		22				
哺乳綱 128 頭、鳥綱 3 頭、爬虫綱 46 頭						

《希望郷いわてモニターアンケート調査 ペット飼育による迷惑について》

他人がペットを飼うことで感じる迷惑としては、「散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い」が 55.6% (H29 : 64.1%)、「猫がやって来てふん尿をしたり、畑・花壇などを荒らす」が 41.6% (H29 : 45.3%)、「鳴き声がうるさい」が 36.0% (H29 : 35.9%)、「犬の放し飼い」が 32.6% (H29 : 33.2%)、「咬まれるなどの危害を加えられるおそれがある」が 26.4% (H29 : 25.6%) が上位（複数回答、上位 5 項目）を占めていました。

課題

● 犬による咬傷事故

- ・ 咬傷事故のリスク低減に向けた飼い主への啓発等取組が十分とは言えない状況です。
- ・ 係留中の犬（室内飼養犬を含む）による咬傷事故の発生は、咬傷事故を防止するための基本的なしつけを飼い主が十分に行っていないことに起因する場合があります。

● 動物の不適正な飼養による迷惑問題

- ・ いまだに年間 200 頭前後の犬が、係留されていないこと等により、捕獲・抑留されています。
- ・ 犬の無駄吠えを防止するために、人通りの少ない場所で飼養して犬に対する

ストレスを軽減する等、動物の習性等を考慮した適正な管理方法についての飼い主の理解が十分に得られていません。

- 適正に飼養できる頭数の限度を超えた動物の多頭飼育の問題は、発見が遅れた場合、問題の長期化により苦情が拡大する傾向があります。
- 無責任な餌やり等により、飼い主のいない猫が問題となっている地域があります。
- どのような行為が動物の虐待にあたるか、十分に認識されていません。

● 特定動物の飼養・保管

- 人への危害を防止するための管理方法について、飼い主の理解や対応が十分でない場合があります。

施策推進の基本方向

● 犬による咬傷事故

- 咬傷事故のリスクを低減する犬のしつけ等について個別に指導を行うほか、県ホームページ等の広報媒体を活用して普及啓発を行います。

● 動物の不適正な飼養による迷惑問題

- 広報誌の活用や地域の巡回等により、犬の係留義務や係留器具等の定期的な点検の必要性等について指導を行います。
- 動物愛護条例及び国が定める基準等に規定される飼い主の責務や遵守すべき事項について、県ホームページやリーフレット等の各種広報媒体を活用して周知します。
- 飼い主の信頼の厚い開業獣医師や動物取扱業者等と連携協力のもと、動物の適正飼養（繁殖制限措置、犬の係留義務、猫の屋内飼養、周辺的生活環境への配慮、基本的なしつけ等）について指導等を行うほか、獣医師会や関係団体と連携して行う動物愛護週間行事において普及啓発を行います。
- 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、令和3年3月に環境省が作成したガイドラインを踏まえ、地域包括支援センターなど関係する福祉部局等と、情報の共有及び課題解決に向けた対策を検討するなど連携を強化し、多頭飼育に起因する臭気などの問題を改善することで、周辺的生活環境の保全等を図る取組を進めていきます。
- 飼い主のいない猫を増やさないための対策として、地域猫活動を行う地域については、そのための計画づくりに対する助言を行う等、市町村や関係団体等との連携協力のもと、地域の取組を支援します。
- 動物の不適正な飼養等により、周辺環境が著しく損なわれていると認められる場合にあっては、動物愛護法や動物愛護条例に基づき勧告や命令等の必要な

措置を講じます。

- 令和元年度の動物愛護法改正により、動物の殺傷、虐待・遺棄等に対する罰則の引上げなど動物の適正飼養のための規制の強化や、獣医師による虐待等の通報の義務化などについて、県ホームページ等の各種広報媒体により広く周知を図ります。
- 動物の殺傷、虐待・遺棄等が疑われる事案に対しては、警察と連携等して適切に対応します。

● **特定動物の飼養・保管**

- 半年に 1 回以上の頻度で飼養保管施設へ立入り、飼養保管に係る基準等の遵守や災害時の逸走防止等の対応について飼い主に対する指導を実施します。

施策5 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

目指す姿

アニマルウェルフェアの考え方が広くいきわたり、実験動物や産業動物が、その利用目的に応じて適正に取扱われています。

現状

- 平成 25 年に改正された「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）について、実験動物³¹を取り扱う施設に対し周知を行っています。
- 平成 25 年に改正された「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号。以下「産業動物の飼養保管基準」という。）について、畜産機関及び団体等を通じて、と畜場³²や食鳥処理場³³等の産業動物³⁴を取り扱う施設及び家畜の飼養者等に対し周知を行うとともに、必要に応じて、アニマルウェルフェア³⁵の観点から指導等を行っています。
- 県内には、人道的な動物の取扱いに関し、先進的な米国の基準に従っていると畜場もあります。

課題

- 実験動物を取り扱う関係機関及び関係者においては「実験動物の飼養保管等基準」や「3Rの原則」³⁶を踏まえ、実験動物を適正に取り扱ってもらうことが必要です。
- 産業動物の飼養者等においては「産業動物の飼養保管基準」を踏まえ、産業動物を適正に取り扱ってもらうことが必要です。
- 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進することとされています。

³¹ **実験動物**：実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）。

³² **と畜場**：食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をとさつし、又は解体する施設。

³³ **食鳥処理場**：食用に供する目的で食鳥（鶏、あひる及び七面鳥）をとさつし、食用に供するための処理を行う施設。

³⁴ **産業動物**：産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物のこと。

³⁵ **アニマルウェルフェア**：家畜の快適性に配慮した飼養管理。国際的に知られた概念である「5つの自由」である「①飢えと渇きからの自由」、「②苦痛、傷害又は疾病からの自由」、「③恐怖及び苦悩からの自由」、「④物理的、熱の不快感からの自由」、「⑤正常な行動ができる自由」は、動物福祉の基準原則とされている。

³⁶ **3Rの原則**：国際的にも普及・定着している、実験動物の取扱いの基本的考え方。代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）及び苦痛の軽減（Refinement）からなる。

施策推進の基本方向

- 実験動物及び産業動物に係る国の動向を注視するとともに、基準等について改正があった場合等は、遅滞なく関係機関や団体と連携して、関係者に対する周知及び指導等を徹底します。

【視点3】動物の生存機会の拡大

施策6 動物の返還・譲渡の推進

目指す姿

県が保管している動物の情報が広く知られ、飼い主への返還及び新しい飼い主への譲渡が進んでいます。

現状

● 動物の返還

- ・ 保健所の動物管理施設³⁷で保管する動物のうち、飼い主が判明したものについては飼い主への返還³⁸を行っています。
- ・ 飼い主への返還を推進するため、各保健所と連携し、県が保管する動物に係る情報をホームページで公開しています。
- ・ 保健所が保管する犬の飼い主への返還率は増加傾向です。(表10)
- ・ 捨得者等から引取った所有者不明の猫は、飼い主がいまいと考えられるものも多く、飼い主に返還されるものは限られています。(表11)
- ・ 岩手県における令和元年度の返還率は、犬で53.0%(全国平均:36.9%)、猫で1.8%(全国平均:1.3%)です。

表10 犬の捕獲・抑留頭数(所有者からの引取りを除く)及び返還頭数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
捕獲・抑留頭数	344	272	287	261	227	196	211
返還頭数	186	142	142	143	124	107	124
(返還率:%)	(52.4)	(51.1)	(48.5)	(53.2)	(54.1)	(53.0)	(56.9)

表11 猫の引取り頭数(所有者からの引取りを除く)及び返還頭数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
引取頭数	690	505	533	378	368	355	349
返還頭数	8	8	17	7	8	8	12
(返還率:%)	(1.1)	(1.4)	(2.7)	(1.5)	(1.7)	(1.8)	(2.7)

● 動物の譲渡

- ・ 飼い主に返還されなかった動物のうち、健康状態や性質等、譲渡³⁹に適した

³⁷ 動物管理施設：捕獲・抑留した犬、引取りした犬又は猫及び収容した負傷動物を、飼い主への返還又は譲渡等までの期間、各保健所が一時的に保管する施設。

³⁸ 返還：保健所等が保管する動物をもとの飼い主に返還すること。

³⁹ 譲渡：保健所等が保管する動物であって飼い主に返還されなかったものを新たな飼い主に譲り渡すこと。

ものは、適正に動物を飼育できる新しい飼い主（動物愛護団体を含む）に対して譲渡をしています。

- 譲渡のための動物の選定方法は、各保健所において統一的な方法により行っています。
- 保健所の管轄を超えて動物の譲渡を実施するため、譲渡希望者の情報を保健所間で共有しています。
- 譲渡の対象となる動物の情報を県ホームページに掲載し、譲渡希望者を募集しています。
- 譲渡により動物の適正飼養が普及することを目的として、譲渡前に保健所が開催する適正飼養講習会の受講を新たな飼い主に対して義務付けています。
- 譲渡のための動物の選定やしつけ、譲渡先のあっせん等は、保健所が動物愛護推進ボランティア等と連携するなどして行っています。
- 保健所で保護される犬や猫の頭数が減少していること等から、譲渡に適したものの頭数も減少しており、譲渡の実績は横ばい傾向にあります。
- 岩手県における令和元年度の譲渡率は、犬で80.7%（全国平均：87.5%）、猫で57.6%（全国平均：54.1%）となっています。
- 譲渡された動物の飼養状況について確認を行い、必要に応じ、適正な飼養方法について指導等を行っています。

表 12 犬猫の譲渡頭数の推移（括弧内は捕獲・引取り頭数から返還頭数を除いた頭数に占める譲渡頭数の割合）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
犬	134	146	116	101	125	109	139
(譲渡率:%)	(56.3)	(73.4)	(66.3)	(61.2)	(73.1)	(80.7)	(96.5)
猫	180	228	372	396	413	396	457
(譲渡率:%)	(14.2)	(25.4)	(45.9)	(57.6)	(56.7)	(57.6)	(64.7)

《希望郷いわてモニターアンケート調査 犬猫の譲渡について》

保健所が捕獲した犬又は引き取った犬や猫等を、新しい飼い主に譲渡する場合は、「譲渡する犬や猫の性格や気質、健康状態、新しい飼い主となる人の飼養環境、飼育経験、動物に関する知識などを考慮して慎重に行うべき」との回答が75.3%（H29：78.0%）を占めている一方、「犬や猫の性格や気質等には捉われずに積極的に行うべき」との回答も11.2%（H29：8.5%）ありました。また、行政が行う必要はないとの回答も10.1%（H29：6.3%）ありました。

課題

● 動物の返還

- 動物が行方不明になっても、保健所、警察及び市町村への連絡を行わない飼い主がいます。
- 保健所が保管する動物の情報が、動物を捜索している飼い主等に十分に伝わらない場合があります。
- 所有者明示がされていないことや、飼い主から返還の申し出がないこと等により、保健所が保管する犬（所有者から引取りした犬を除く）の約半数及び猫のほとんどが飼い主のもとへ返還できない状況です。

● 動物の譲渡

- 保健所が動物の譲渡を行っていることが十分に認知されていません。
- 動物の譲渡において、動物愛護推進ボランティアや動物愛護団体との連携が十分ではない場合があります。
- 譲渡を受けた動物が、適正に飼養されていない場合があります。

施策推進の基本方向

● 動物の返還

- 動物が行方不明になった場合は、保健所や警察に連絡する等、速やかな捜索が必要であることについて、県ホームページ等の各種広報媒体により周知します。
- 保護した動物に関する情報を市町村や警察等と共有するとともに、保健所のホームページで公開する等、行方不明になった動物を探している飼い主への情報提供を行います。

● 動物の譲渡

- 保健所が行う動物の譲渡について、ホームページ等の各種広報媒体により広く県民に周知します。
- 譲渡を行う動物を掲載した各保健所のホームページを一元的に管理すること等により、ホームページの閲覧を容易にします。
- 保健所と動物愛護推進ボランティア及び動物愛護団体の役割を明確にし、地域における動物愛護推進ボランティア等の特色を生かした譲渡を推進します。
- 譲渡先の動物の飼養状況等について定期的に調査を行い、必要な指導等を行うことにより、譲渡した動物の適正飼養を確保します。

施策7 災害時の動物救護対策の推進

目指す姿

災害発生時に迅速かつ円滑に動物救護活動を行うことができる体制が整備されています。動物との同行避難が、飼い主を含む地域住民に広く理解されています。

現状

- 平成 23 年の「東日本大震災津波」以降、県は、岩手県災害時動物救護本部設置要綱⁴⁰に基づき、動物愛護団体等と災害時の動物救護に係る協定の締結を進め、令和 2 年度末時点で 12 の団体等と協定を締結しています。
- 同行避難⁴¹の事前準備の重要性については、リーフレット等を作成して周知しているほか、動物愛護週間行事等において周知を図っています。
- 平成 26 年度から、県総合防災訓練においてペット同行避難を実施するとともに、各振興局においても、動物愛護団体と連携し同行避難訓練を実施しています。
- 県内の 32 市町村の地域防災計画に愛玩動物の救護対策が規定されているほか、26 市町村が避難所運営マニュアルにペットを連れた避難者への対応を盛り込んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症により入院や宿泊療養が必要となった飼い主のペットについて、家族や友人、ペットホテル等の預かり先が見つからない場合、各保健所の動物管理施設において緊急的にペットの一時預かりを実施しています。

⁴⁰ **岩手県災害時動物救護本部設置要綱**：岩手県地域防災計画に基づいて、被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うための「岩手県災害時動物救護本部」の設置に関する要綱。

⁴¹ **同行避難**：災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

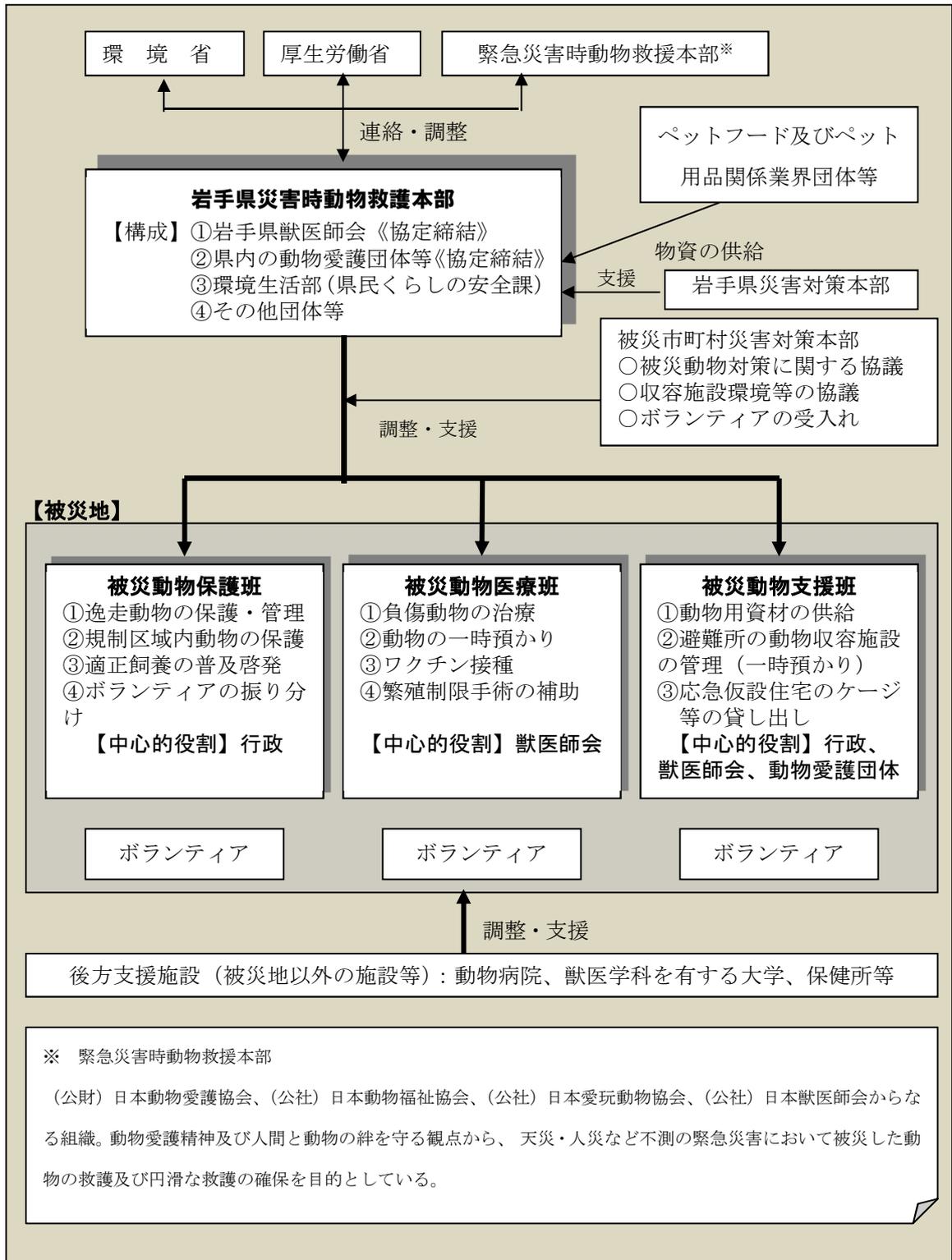


図1 災害発生時における動物救護対策のイメージ

「岩手県地域防災計画」 第16節 医療・保健計画

第9 愛玩動物の救護対策

- 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
 - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
 - イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
 - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行なうとともに、環境衛生の維持に努める。
 - エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）

2 災害に備えた平常時の対策

○ペットとの同行避難

避難をする際には、飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則となる。発災時に外出しているなどペットと離れた場所にいた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示等を考えて、飼い主自身によりペットを避難させることが可能かどうかの判断が必要となる。

万が一、ペットとはぐれた場合には、ペットについての情報や避難時のペットの状況について、自治体の動物担当部署、警察等に届ける。

また、やむを得ずペットと一緒に避難できず、自宅等に置いてきた場合には、自治体の動物担当部署に相談する。発災時に外出しているなどペットと離れた場所にいた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示等を考えて、飼い主自身によりペットを避難させることが可能かどうかの判断が必要となる。

《希望郷いわてモニターアンケート調査 ペットの災害対策について》

ペットの災害対策の実施状況について、「持ち運びのできるケージやかごを常備している」が44.6%（H29：48.0%）と最も多く、次いで「持ち出すことのできるペットフードを常備している」が35.3%（H29：40.0%）、「何もしていない」が33.8%（H29：36.0%）、「行方不明になっても飼い主がわかるように鑑札や名札を装着している」が20.0%（H29：22.7%）となっていました。

《希望郷いわてモニターアンケート調査 避難所及び応急仮設住宅でのペットの飼養について》

避難所でペットを飼養することについて、「一定のルールを守れば飼っても良いと思う」との回答が73.6%（H29：79.8%）であり、「飼ってはいけないと思う」との回答は19.1%（H29：13.0%）でした。

応急仮設住宅でペットを飼養することについて、「一定のルールを守れば飼っても良いと思う」との回答が84.3%（H29：81.2%）であり、「飼ってはいけないと思う」との回答は7.3%（H29：7.6%）でした。

課題

- 大規模災害発生時の動物救護活動について県と動物愛護団体等が締結している協定や、その協定に基づいて動物救護活動を行う「岩手県災害時動物救護本部」について、十分に認知されていません。
- 同行避難の準備の重要性について、十分に周知されていません。
- 緊急災害時に実施する動物救護活動並びに避難所、応急仮設住宅及び災害公営住宅等での動物の取扱い等に起因するトラブルを未然に防止するためのルール作りが十分に行われていません。

施策推進の基本方向

- 大規模災害が発生した場合は、「岩手県地域防災計画」に規定される動物救護対策を講じるため、「岩手県災害時動物救護本部」を設置し、「災害時の動物救護マニュアル」等に基づき、現場の状況を踏まえた動物救護活動を適切に実施します。
- 「岩手県災害時動物救護本部」の存在や活動について、県ホームページやリーフレット等の各種広報媒体を用いて広く周知します。
- 同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかけます。
- 同行避難の準備の重要性について、県ホームページやリーフレット等の各種広報媒体を活用して周知します。
- 応急仮設住宅及び災害公営住宅において動物の同居を希望する入居者がいる場合に、可能な限り動物が飼養できるよう、管理者である市町村等に対して働きかけます。
- 避難所、応急仮設住宅及び災害公営住宅において適切に動物が飼養されるよう、獣医師会等と連携し、動物の飼い主と飼い主以外との住み分けや動物飼養に係るルール作り等について、技術的な支援を行います。

【視点4】動物取扱業の適正化の推進

施策8 動物取扱業者に対する指導

目指す姿

動物の適正な管理のもとに動物取扱業が営まれています。また、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発について、動物取扱業者がその実施主体の一つとしての役割を果たしています。

現状

- 令和元年6月の動物愛護法の改正により、幼齢の犬猫の販売等の制限やマイクロチップの装着の義務付けなど、動物取扱業者に対する規制が強化されました。
- 動物取扱業に係る飼養管理基準に関して、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和3年環境省令第7号）が新たに制定され、飼養のためのケージの規模や従事する従業員の員数に関する事項等が規定されました。
- 第一種動物取扱業者⁴²の事業所数及び第二種動物取扱業者⁴³の飼養施設数は表14のとおりです。
- 動物取扱業については、保健所が年1回以上の立入検査を実施しています。令和2年度には332件の立入検査を実施し、45件で必要な指導が行われました。
- 指導により、改善が認められない動物取扱業者に対しては、勧告や命令を行うことができ、命令に従わない場合は動物取扱業の登録を取消することができます。なお、令和2年度に勧告、命令及び登録の取消しを行った事例はありません。
- 第一種動物取扱業の適切な運営に資するため、動物を取扱う事業所に置かれる動物取扱責任者⁴⁴に対して、動物愛護法に基づく研修会を定期的を開催しています。
- 希望郷いわてモニターアンケート調査（※）によると、動物取扱業者の利用者の約11%が、「劣悪な環境で動物が飼われていたのを見たことがある」と回答しています。

⁴² **第一種動物取扱業者**：動物愛護管理法第10条第1項の規定に基づく知事等の登録を受けて、動物取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養）を営む事業者のこと。事業所ごとに動物取扱責任者の設置しなければならない。

⁴³ **第二種動物取扱業者**：飼養施設を設置して営利を目的とせず一定以上の動物を取扱う業を営む動物取扱業者。動物愛護管理法第24条の2の規定により知事等への届出が必要。動物の譲渡活動を行う動物愛護団体の動物飼養施設や動物の公園展示等が該当する。

⁴⁴ **動物取扱責任者**：第一種動物取扱業が、その業務を適正に実施するために事業所ごとに選任が義務付けられている責任者。知事等が実施する動物取扱責任者研修を年1回以上受講することが義務付けられている。

表 13 動物取扱業者数（令和3年4月1日現在、複数登録あり）

第一種	事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り	譲受飼養
	342	155	217	7	33	44	0	2
第二種	飼養施設数	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示		
	12	4	0	0	0	2		

《希望郷いわてモニターアンケート調査 動物取扱業者から受けた被害等について》

動物取扱業者を利用したことがある人（※）のうち92.2%（H29：64.4%）が、「特
にない」との回答でした。

動物取扱業者から感じた不快な思い等の内容は「劣悪な環境で動物が飼われていた
のを見たことがある。」が、10.9%（H29：25.0%）、「病気やけがをした動物が展示さ
れていた。」が7.8%（H29：5.4%）、「動物の糞尿のにおいがひどい等、施設の周辺環
境に悪影響を受けた。」が7.8%（H29：3.3%）と、上位を占めていました。（複数回
答、上位3項目）

（※）上記モニターアンケートの結果は、回答者178名の内、動物取扱業者を利用した
ことのある方（64名）のみを対象に、別途算出したものです。

課題

- 動物取扱業者に対する制度の周知や指導及び監視の強化並びに動物取扱業の適
正化に係る実効性の確保が求められています。

施策推進の基本方向

- 第一種動物取扱業者の事業所及び飼養施設並びに第二種動物取扱業者の飼養施
設に年1回以上の頻度で立入り、新たな飼養基準等の遵守状況等について監視を
行い、動物が適正に取り扱われるよう動物取扱業者に対し必要な指導を強化しま
す。
- 動物取扱責任者研修において、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準等に加え
て、動物愛護思想や動物の適正飼養の普及啓発の役割を動物取扱業者が担う必要
性について理解を促します。

【視点5】動物愛護管理施策の推進体制の構築

施策9 人材の育成及び多様な主体との協働

目指す姿

動物の愛護や適正な飼養に関して識見をもった人材が多く育成され、多様な主体との協働により、質の高い動物愛護管理施策が実施されています。

現状

- 動物愛護法第38条の規定に基づき、獣医師会、動物愛護団体等の会員等のうちから動物愛護推進ボランティアを委嘱（令和3年6月末現在55名）し、人材の確保に努めています。
- 動物愛護推進ボランティアは、地域の課題解決のための活動に対応した人材を委嘱しており、県が実施する動物愛護関連行事への協力や適正飼養・繁殖制限措置に関する動物の飼い主への普及啓発・助言、譲渡のあっせん等、連携した活動を行っています。動物愛護推進ボランティアの活動実績は表14のとおりです。
- 動物愛護推進ボランティアに対する研修会を定期的を開催し、動物の愛護及び管理に関する知識の普及啓発に努めています。
- 定期的又は必要に応じて動物愛護推進ボランティアと意見交換を行い、連携強化を図り、地域課題の解決に向けての取組を進めています。
- 動物愛護推進ボランティアの委嘱の推進や活動の支援を行うとともに、動物愛護管理推進計画の進捗状況等の点検等、動物愛護管理行政の推進に関し必要な協議を行う協議会を設置しています。
- より幅広い観点からの意見を施策の参考とするため、獣医師会、動物愛護団体及び行政機関等の委員に加え、学識経験者、動物取扱業者及び地域住民の代表を協議会委員として委嘱しています。
- 獣医師会は、動物の愛護及び適正管理に関する事業について、県内の11支会が各保健所と連携するなどして各種事業を実施しています。
- 県内には、現在10を超える動物愛護団体があり、それぞれの地域において保健所と連携した活動を行っています。
- 動物愛護担当職員を対象として、動物の愛護及び管理に関する研修会を定期的を開催しています。また、国や関係団体等が開催する会議や研修には、動物愛護担当職員を計画的に派遣しています。

表 14 動物愛護推進ボランティア活動実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
動物愛護推進 ボランティア数	48	48	45	45	45	44	55
活動 (延べ日数)	1,280	1,209	1,133	1,045	2,306	2,396	1,804
日数	災害分 ^{※2} 再掲	14	12	140	1		
対象 (延べ人数)	18,065	18,497	9,687	11,694	11,480	9,109	2,235
人数 ^{※1}	災害分 ^{※2} 再掲	755	460	1,113	1		

※1 対象人数とは、動物愛護推進ボランティアが動物愛護に関する活動（譲渡のあっせんや動物愛護に関する普及啓発活動）を行った相手方の人数

※2 災害分とは、東日本大震災津波に関連した被災動物救護等の活動した実績

課題

- 動物愛護推進ボランティアの委嘱数は令和3年6月末現在で増加しているものの、依然地域による差がみられます。
- 地域の状況に応じ、新たな動物愛護団体の育成や、現在活動している団体の安定的な活動支援を行う必要があります。
- 動物愛護担当職員を国や関係団体等が開催する会議や研修へ派遣する機会及び人数が限られています。

施策推進の基本方向

- 引き続き動物愛護団体への活動支援に取り組むほか、動物愛護推進ボランティアに対して定期的に研修会を開催し、動物愛護に関する最新の知見等の情報提供に努めます。
- 動物愛護推進ボランティアの委嘱については、地域差を考慮した人数の見直しを行いつつ、委嘱数の増加に努めます。
- 新たな課題や事案に対応するため、速やかに協議会委員の意見を聴取することが必要な場合は、個別のインタビュー調査や電子メール、郵送等による調査も活用します。
- 地域住民と保健所が連携して活動を行う機会の拡大等により、新たな動物愛護団体の育成に努めます。
- 動物の愛護及び管理に関する会議や研修に動物愛護担当職員を計画的に派遣するとともに、その知識等を広く普及するため、動物愛護担当職員を対象とする伝達研修等の機会を確保します。
- 保健所の業務の中で、関係職員に対して計画的かつ継続的に、動物の愛護及び管理に関する研修が行われる体制を整備します。

施策 10 動物愛護管理推進のための拠点機能の検討等

目指す姿

動物の愛護及び管理に関する施策の実施体制が充実し、動物の愛護及び管理に関する業務が県内全域において活発に行われています。

現状

- 本県では、盛岡市保健所を含む、県内 10 箇所の保健所において動物愛護管理業務を実施しています。
- 保健所及び動物管理施設の配置状況は図 2 のとおりであり、犬の捕獲・抑留業務及び犬猫の引取り業務並びにこれらに付随する処分等については、一部で集約化を図っています。
- 老朽化した動物管理施設については、必要な改修を計画的に実施しています。
- 動物愛護管理業務を集約して実施している全国の自治体では、動物愛護管理に関する活動が効果的に行われています。
- 動物愛護管理施策のさらなる推進のため、本県にも動物愛護管理業務を集約的に行う施設の設置を望む声があります。

《希望郷いわてモニターアンケート調査 動物愛護管理施策の推進について》

動物の愛護や適正な飼養の推進のために県が取り組むべきこととしては、「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」が 24.7% (H29: 22.0%) と最も多く、以下、「テレビ、新聞、ポスターなどで動物の愛護や正しい飼い方の重要性を訴える」が 15.2% (H29: 9.0%)、「動物の愛護や正しい飼い方について学校や社会教育の場で十分に取り上げる」が 10.7% (H29: 13.4%)、「ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める」が 8.4% (H29: 6.3%)、「動物の愛護や正しい飼い方の普及を進めるボランティア団体などの活動を支援する」が 10.0% (H29: 9.4%)、「動物の愛護や正しい飼い方の相談や要望に応じる行政窓口を充実させる」が 7.8% (H4: 9%)、などの順となっています。(複数回答、上位 6 項目)

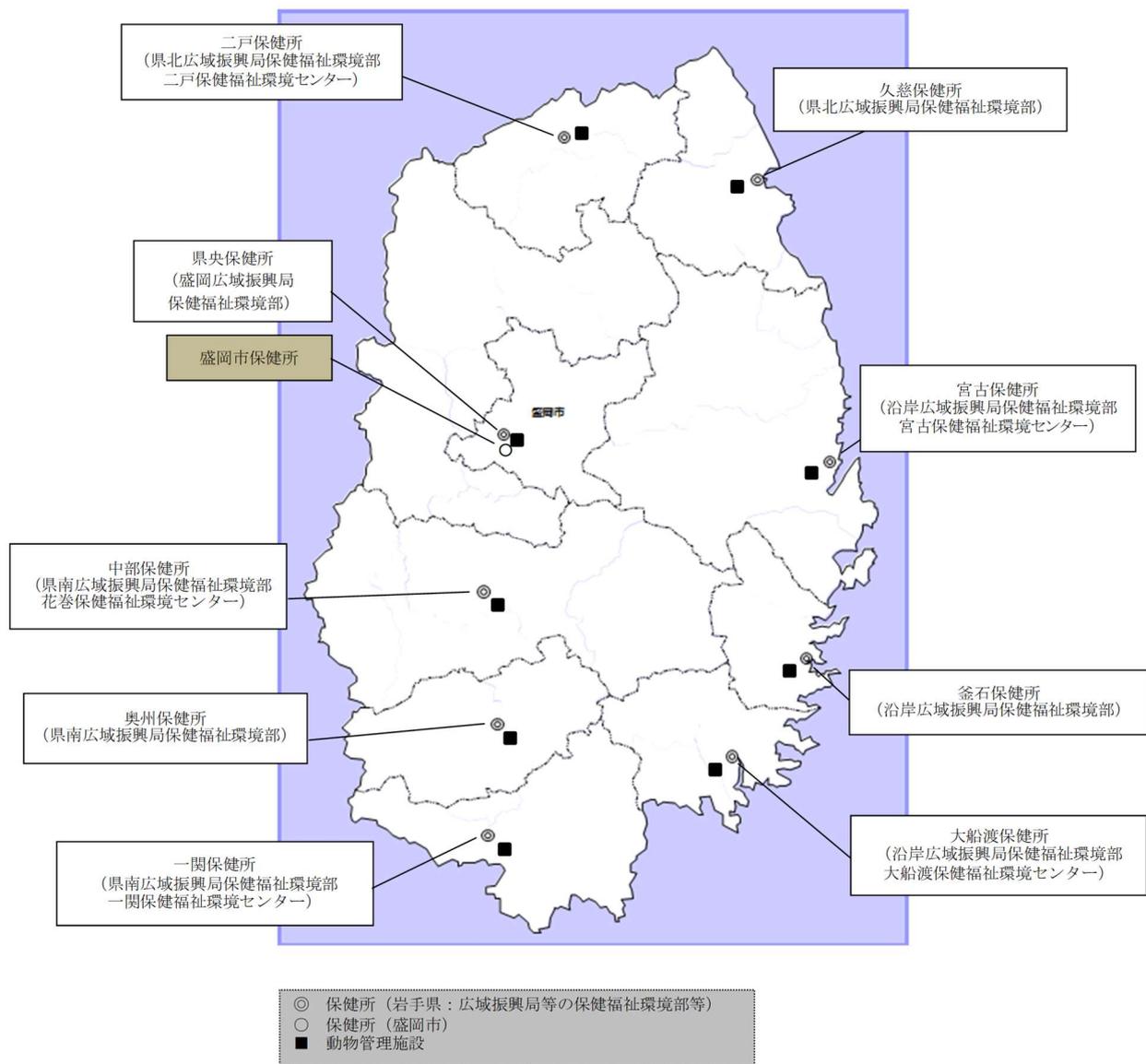


図2 動物愛護管理業務実施機関及び動物管理施設の配置状況

課題

- 動物愛護推進ボランティアや獣医師等との連携により、各保健所で捕獲・引取りした犬や猫の返還及び譲渡が行われていますが、施設の老朽化等により十分な機能が発揮できないことから、動物愛護の取組をより広域的に担うための拠点機能が求められています。

施策推進の基本方向

- 動物愛護思想や適正飼養に関する普及啓発等を行う拠点機能に係る検討を進め、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む取組を推進します。

第4 計画の推進指標

【視点1】 県民の動物愛護思想の高揚

指標	現状 (R元)	中間目標 (R7)	計画目標 (R12)	目標の考え方
① 動物愛護普及啓発行事の開催	1回	1回以上	1回以上	連携する獣医師会の支会単位の地域で年1回以上の開催を目指します。

【視点2】 動物の所有者による適正飼養の推進

指標	現状 (R元)	中間目標 (R7)	計画目標 (R12)	目標の考え方
② 犬の返還・譲渡率*	100%	100%	100%	譲渡適性がある犬・猫が返還又は譲渡になった割合を、犬については100%を維持、猫については100%を目指します。
③ 猫の返還・譲渡率*	98.8%	99.2%	100%	
④ マイクロチップを装着した犬猫の登録頭数	犬：7,747頭 猫：1,544頭	犬：11,621頭 猫：2,316頭	犬：15,494頭 猫：3,088頭	R元年度を基準に、倍増を目指します。
⑤ 特定動物飼養施設への立入調査実施率	100%	100%	100%	毎年度、県内に飼養施設がある全ての特定動物の飼養施設の立入調査を実施します。

※いわて幸福関連指標

返還・譲渡率：譲渡適性がある犬・猫が返還又は譲渡になった割合＝(返還＋譲渡)÷{返還＋譲渡＋殺処分(その他)}×100

【視点3】 動物の生存機会の拡大

指標	現状 (R元)	中間目標 (R7)	計画目標 (R12)	目標の考え方
⑥ 犬の返還・譲渡率* (再掲)	100%	100%	100%	譲渡適性がある犬・猫が返還又は譲渡になった割合を、犬については100%を維持、猫については100%を目指します。
⑦ 猫の返還・譲渡率* (再掲)	98.8%	99.2%	100%	

【視点4】 動物取扱業の適正化の推進

指標	現状 (R元)	中間目標 (R7)	計画目標 (R12)	目標の考え方
⑧ 動物取扱業者への立入調査実施率	100%	100%	100%	毎年度、県内に事業所のある全ての動物取扱業者に立入調査を実施します。

【視点5】 動物愛護管理施策の推進体制の構築

指標	現状 (R元)	中間目標 (R7)	計画目標 (R12)	目標の考え方
⑨ 動物愛護推進協議会の運営	2回/年	2回以上/年	2回以上/年	動物愛護推進協議会を年2回以上開催します。
⑩ 動物愛護推進ボランティアのべ活動日数	2,396日	3,500日	3,500日	動物愛護推進ボランティア1人当たりの年間活動日数50日を目指します。

第5 計画の周知と点検等

1 計画の周知

この計画は、市町村、関係機関、関係団体、動物愛護推進ボランティア⁷及び協議会委員にお知らせするとともに、各種広報媒体及びホームページ等の活用により、広く県民に対して本計画を周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

2 計画の点検及び見直し

計画の進捗状況については毎年度公表するとともに、協議会において点検を行い、その結果を施策に反映させます。

また、基本指針の改定等に合わせ、令和7年度を目途として、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行います。

資料 岩手県における動物愛護管理業務実績

岩手県の動物愛護管理業務実績(犬)

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
総登録頭数	72,152	69,935	68,365	66,537	64,348	62,540	60,505	
(新規登録数)	(4,963)	(4,980)	(4,660)	(4,427)	(4,232)	(4,248)	(4,013)	
注射頭数	62,212	60,651	59,271	57,326	55,922	54,068	52,251	
(注射率:%)	(86.2)	(86.7)	(86.7)	(86.2)	(86.9)	(86.5)	(86.4)	
捕獲頭数 A	309	232	279	231	215	189	206	
引取り 頭数	所有者 B	69	63	24	39	66	40	50
	所有者不明 C	35	40	8	30	12	7	5
	合計 D	104	103	32	69	78	47	55
	負傷動物収容頭数 E	11	6	6	8	2	6	7
返還頭数 F	186	142	142	143	124	107	124	
(返還率:%) F/(A+C+E)	(52.4)	(51.1)	(48.5)	(53.2)	(54.1)	(53.0)	(56.9)	
譲渡頭数 G	134	146	116	101	125	109	139	
(譲渡率:%) G/(A+D+E-F)	(56.3)	(73.4)	(66.3)	(61.2)	(73.1)	(80.7)	(96.5)	
殺処分頭数 H	102	55	45	48	54	32	19	
(殺処分率:%) H/(A+D+E)	(24.1)	(16.1)	(14.2)	(15.6)	(18.3)	(13.2)	(7.1)	
咬傷事故件数	60	58	59	51	60	49	69	
苦情処理件数	688	562	567	557	540	443	427	

岩手県の動物愛護管理業務実績(猫)

項目／年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
引取り 頭数	所有者 A	525	323	194	230	276	248	276
	所有者不明 B	690	505	533	378	368	355	349
	合計 C	1,215	828	727	608	644	603	625
負傷動物收容頭数 D		61	78	101	86	93	93	91
返還頭数 E		8	8	17	7	8	8	12
(返還率: %) E/B		(1.1)	(1.4)	(2.7)	(1.5)	(1.7)	(1.8)	(2.7)
譲渡頭数 F		180	228	372	396	413	396	457
(譲渡率: %) F/(C-E)		(14.2)	(25.4)	(45.9)	(57.6)	(56.7)	(57.6)	(64.7)
殺処分頭数 C+D-E-F		1,088	676	426	282	317	239	266
(殺処分率: %) (C+D-E-F)/(C+D)		(85.3)	(74.6)	(51.4)	(40.6)	(43.0)	(34.3)	(37.2)
苦情件数		460	530	551	652	667	672	620

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

TEL : 019-629-5323

FAX : 019-629-5279

<https://www.pref.iwate.jp/index.html>